

令和5年8月21日 小高区地域協議会資料

南相馬市小学校及び中学校条例並びに関係規則を改正する件（報告）

教育委員会事務局
(教育総務課・学校教育課)

鹿島小学校・八沢小学校再編計画の策定に伴い、本市の小学校及び中学校の設置について定めた「南相馬市小学校及び中学校条例」並びに関係する規則を改正することについて報告いたします。

1 鹿島小学校・八沢小学校再編計画策定の進捗状況について（資料1-1）

令和5年7月1日（土）から7月20日（木）まで「鹿島小学校・八沢小学校再編計画（素案）」の内容についてパブリックコメント手続を実施した結果、以下のとおり意見が寄せられました。

(1) 意見総数 1件（1名）

(2) 意見内容

- ・八沢小において、6年生を除き1クラス10名以下のクラス編成では、児童への教育上満足な教育ができないと思われるため、再編計画に賛同します。
- ・八沢小校舎については、地区のみならず、地域（市）としての利活用が進められることを望みます。

(3) 意見による計画の修正 なし

上記の結果により、関係する条例及び規則を以下のとおり改正するもの。



2 改正する条例・規則及び改正内容

(1) 南相馬市小学校及び中学校条例（資料1-2）

◆鹿島区内に設置する小学校

改正前 鹿島小学校、八沢小学校、上真野小学校



改正後 鹿島小学校、上真野小学校

(2) 南相馬市公立学校通学区域に関する規則（資料1-3）

◆上記（1）に伴い、学校名「八沢小学校」を削除し、同校の通学区域を鹿島小学校の通学区域欄に記載

3 鹿島区地域協議会への諮問結果について

本改正について、8月18日開催の鹿島区地域協議会にて諮問を行うことから、その結果について8月21日開催の小高区地域協議会において報告いたします。

4 今後の日程

時 期	内 容
8月21日（月）	原町区地域協議会（報告） 小高区地域協議会（報告）
8月28日（月）	教育委員会定例会
9月 上旬	条例改正について9月議会に上程

鹿島小学校・八沢小学校 再編計画（案）

令和5年 月
南相馬市教育委員会

目次

1 はじめに	1
2 小中学校の現状	
(1) 市内児童生徒数の推移・将来推計	2
(2) 鹿島区児童生徒数の推移・将来推計	3
(3) 鹿島小学校及び八沢小学校の児童数の現状と将来推計	4
(4) 鹿島小学校及び八沢小学校校舎等の施設の現状	5
3 本市が目指す教育環境	
(1) 南相馬市教育振興基本計画基本理念に基づく教育	6
(2) 南相馬市公立学校適正化計画に基づく教育環境	6
(3) 再編の目的	6
(4) 統合校における特色と魅力ある教育	7
4 これまでの検討経過等	
(1) 保護者懇談会等の実施	8
(2) 地区懇談会の実施	8
(3) 鹿島小・八沢小学校適正化検討協議会の設置（地域での検討）	8
(4) 鹿島小学校・八沢小学校統合準備協議会で検討	8
5 鹿島小学校・八沢小学校再編の基本的事項	
(1) 統合校の位置	10
(2) 統合校の通学区域	10
(3) 統合校の学校名	11
(4) 統合校の校章	11
(5) 統合校の校歌	11
(6) 統合校の制服・運動着	11
6 今後、整理・検討する事項	
(1) 魅力ある教育環境の整備	12
(2) 制服・運動着の取扱いと購入費助成の方法	12
(3) 通学手段や安全確保の検討	12
(4) 放課後における子どもの居場所の確保	12
(5) 学校施設の整備	12
(6) 学校の統合に向けた準備	12
7 再編の進め方	
(1) 鹿島小学校・八沢小学校統合準備協議会における協議	13

1 はじめに

南相馬市では、全国的な少子化の影響に加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、市内小中学校の小規模化が進み、児童生徒の人間関係の固定化や多様な価値観とのふれあい減少、切磋琢磨することを通じての思考力や表現力、判断力、問題解決能力が十分に培われないなど、教育上・学校運営上の様々な課題が顕在化することが懸念されることから、平成28年度から学識経験者・PTA・地区の代表等の組織する「南相馬市公立学校適正化検討委員会」を設置して協議を重ね、平成30年11月に「南相馬市公立学校適正化計画（以下「適正化計画」という。）」を策定しました。

その適正化計画に基づき、望ましい適正化基準を満たさない学校のうち、既に複式学級規模が生じている学校、今後複式学級規模が生じる可能性がある学校を優先対象校として取組みを進め、鹿島区においては、令和3年度から八沢小学校及び上真野小学校の今後の学校のあり方や鹿島区内小中学校全体での魅力ある教育環境づくりなどについて、保護者や地域住民の皆様との協議を行うこととしました。

その後、急速な児童数の減少が見込まれる八沢小学校（八沢地区）の保護者及び地域住民の皆様との懇談会や意識調査の実施により、八沢小学校の今後のあり方等について意見の集約が図られたことから、鹿島小学校の保護者の皆様との懇談会や意識調査も実施しました。

その結果を踏まえ、適正化計画に基づき、令和5年2月に鹿島小学校・八沢小学校のPTA代表、地域の代表、学校長等で組織された鹿島小・八沢小学校適正化検討協議会が設置され、意識調査の結果や懇談会等で出された意見について協議し、「急速な児童数の減少が見込まれる八沢小学校について、令和6年4月に鹿島小学校と統合すべき」とする意見書を、統合に関わる7項目の要望事項とともにまとめ、市に提出されたところです。

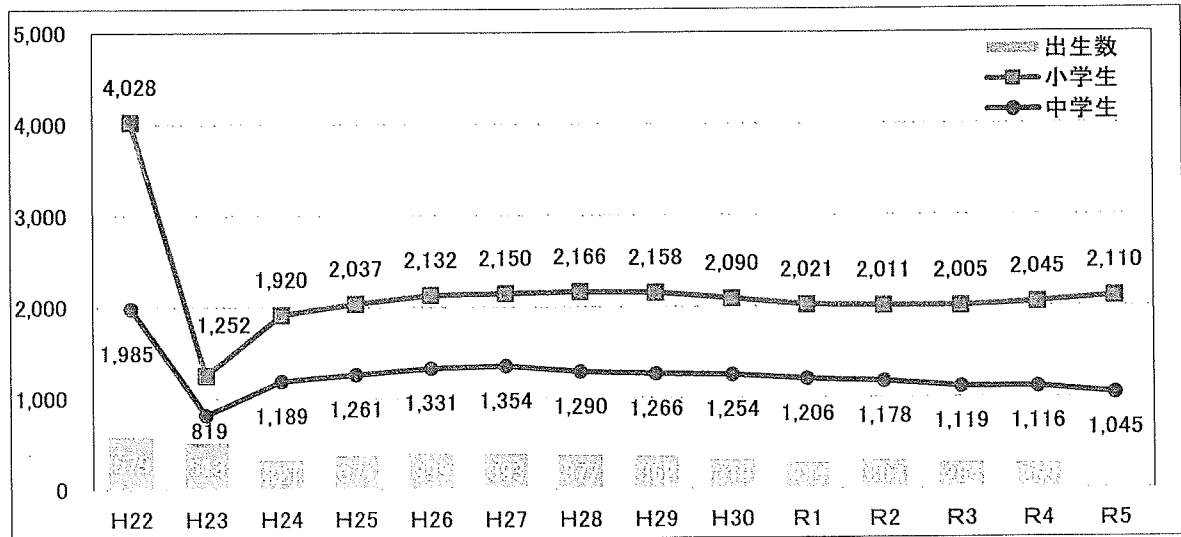
この意見書を踏まえ、市教育委員会では、令和5年4月に「鹿島小学校・八沢小学校統合準備協議会」を設置し、鹿島小学校と八沢小学校の統合に向けた準備や統合校の基本的事項等について、ご協議いただきました。

今般、統合準備協議における協議結果を踏まえ、鹿島小学校と八沢小学校の統合を円滑に進めるとともに、魅力ある教育環境づくりに資するため、適正化計画に基づく「鹿島小学校・八沢小学校再編計画（以下、「再編計画」という。）」を策定します。

2 小中学校の現状

(1) 市内児童生徒数の推移・将来推計

《市内児童生徒数の推移》



(出典：「出生数」福島県現住人口調査年報(各年 12 月 31 日時点)
「児童生徒数」市教育要覧(各年 5 月 1 日時点)

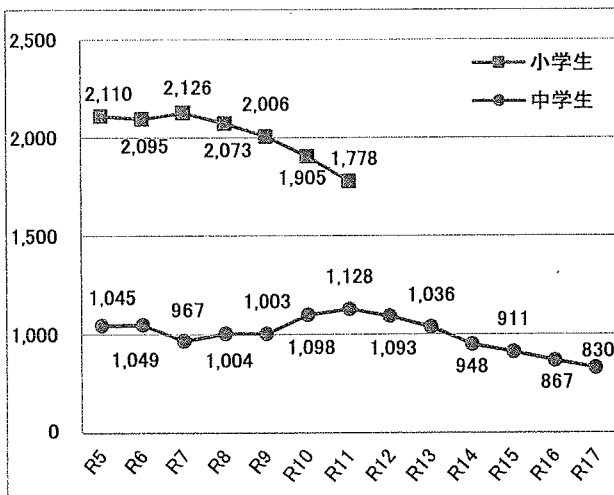
市内の出生数は少子化の影響などにより減少しており、1 年間の出生数は令和 3 年以降 300 人を下回っている状況です。

小学校の児童数は、震災前の平成 22 年度は 4,028 人でしたが、令和 5 年度は 2,110 人と 1,918 人減少（約 47%減）しています。

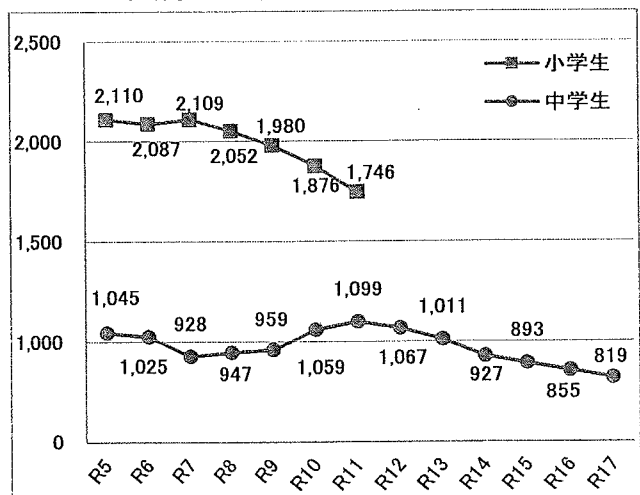
また、中学校の生徒数も、震災前の平成 22 年度は 1,985 人でしたが、令和 5 年度は 1,045 人と 940 人減少（約 47%減）しています。

《市内児童生徒数の将来推計》

A：住民登録データによる将来推計※1



B：実際の居住データによる将来推計※2



※1) 住民登録データによる将来推計 住民全体の住民票を管理する公簿「住民基本台帳」に登録されたデータによる将来推計。

※2) 居住データによる将来推計 南相馬市が管理している「避難者等情報データ」に登録された実際の居住データによる将来推計。

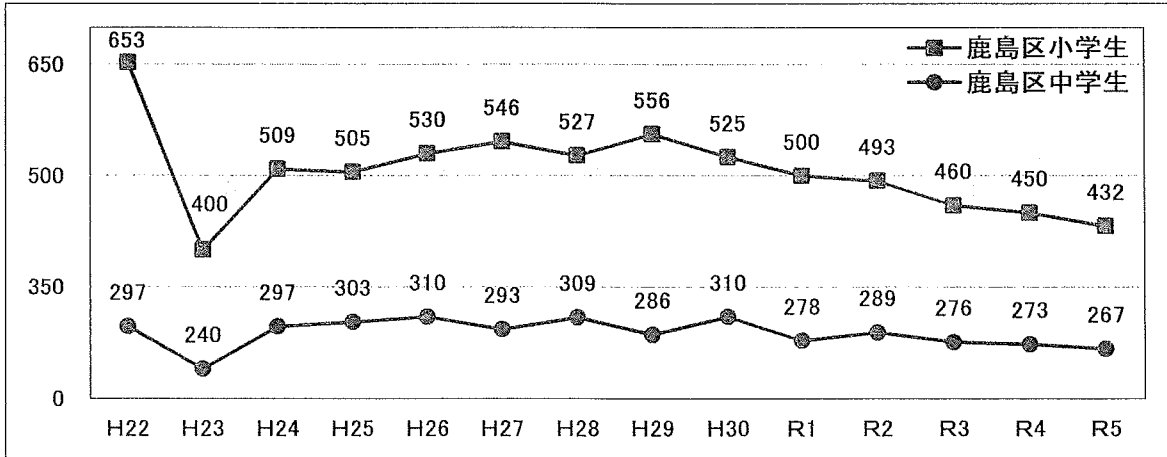
※3) 将来推計値 「住民登録データ」・「居住データ」ともに、令和 5 年 4 月 1 日時点で実際に出生している子どものデータを基にしており、小学生は令和 11 年度まで、中学生は令和 17 年度までとなっている。

市内の小学校児童数の将来推計では、Aの住民登録データ及びBの実際の居住データともに減少する見込みとなっており、令和11年度の推計値では、令和5年度と比較し、A・Bともに300人以上（16～17%）減少する見込みです。

また、中学校生徒数の将来推計においても、Aの住民登録データ及びBの実際の居住データともに減少する見込みとなっており、令和17年度の推計値では、令和5年度と比較し、A・Bともに200人以上（21～22%）減少する見込みです。

（2）鹿島区児童生徒数の推移・将来推計

「鹿島区児童生徒数の推移」



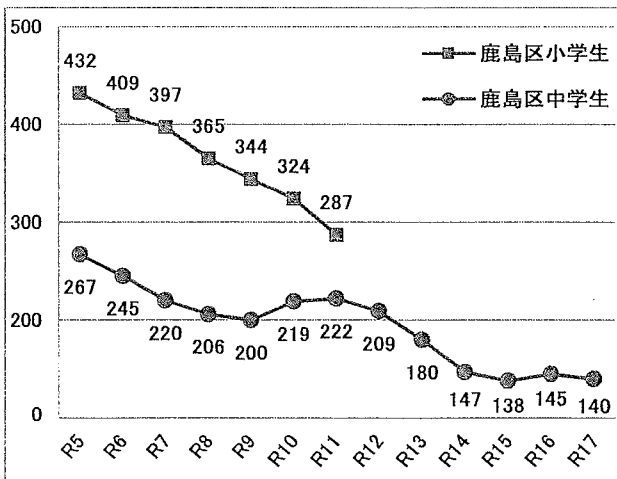
（出典：「児童生徒数」市教育要覧(各年5月1日時点)

鹿島区内小学校の児童数は、震災の影響により減少した後、平成29年度まで回復傾向にありましたが、平成29年度以降は減少傾向が続いています。

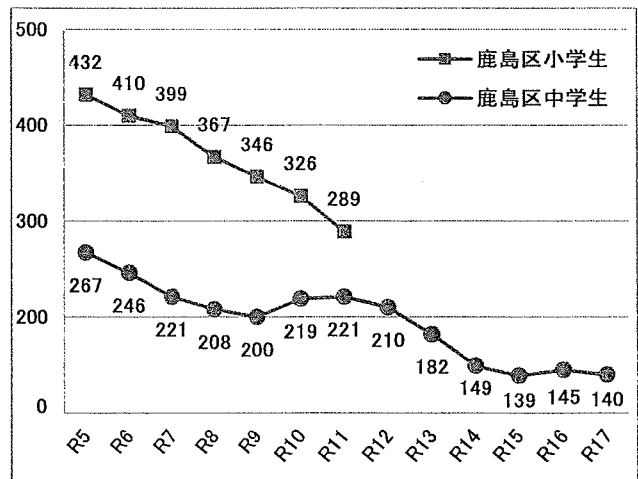
また、中学校の生徒数も、震災の影響により減少した後には回復傾向にありましたが、平成30年度以降、減少傾向が続いています。

「鹿島区児童生徒数の将来推計」

A：住民登録データによる将来推計



B：実際の居住データによる将来推計



※1) 住民登録データによる将来推計 住民全体の住民票を管理する公簿「住民基本台帳」に登録されたデータによる将来推計。

※2) 居住データによる将来推計 南相馬市が管理している「避難者等情報データ」に登録された実際の居住データによる将来推計。

※3) 将来推計値 「住民登録データ」・「居住データ」ともに、令和5年4月1日時点で実際に出生している子どものデータを基にしており、小学生は令和11年度まで、中学生は令和17年度までとなっている。

鹿島区の小学校児童数の将来推計ではAの住民登録データ、Bの実際の居住データともに減少する見込みとなっており、令和11年度の推計値では、令和5年度と比較し、140人以上（33%）減少する見込みです。

また、中学校生徒数の将来推計でも、Aの住民登録データ、Bの実際の居住データともに減少する見込みとなっており、令和11年度の推計値では、令和5年度と比較し、120人以上（48%）減少する見込みです。

（3）鹿島小学校及び八沢小学校の児童数の現状と将来推計

《鹿島小学校・八沢小学校の児童数の将来推計》

A：住民登録データによる将来推計

B：実際の居住データによる将来推計

鹿島小学校 R5実績入り							
鹿島小	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R5	68	50	51	63	40	50	322
R6	44	68	50	51	63	40	316
R7	31	44	68	50	51	63	307
R8	34	31	44	68	50	51	278
R9	33	34	31	44	68	50	260
R10	42	33	34	31	44	68	252
R11	32	42	33	34	31	44	216

鹿島小学校 R5実績入り							
鹿島小	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R5	68	50	51	63	40	50	322
R6	45	68	50	51	63	40	317
R7	32	45	68	50	51	63	309
R8	34	32	45	68	50	51	280
R9	33	34	32	45	68	50	262
R10	42	33	34	32	45	68	254
R11	32	42	33	34	32	45	218

八沢小学校 R5実績入り							
八沢小	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R5	0	7	7	10	9	19	52
R6	4	0	7	7	10	9	37
R7	1	4	0	7	7	10	29
R8	5	1	4	0	7	7	24
R9	8	5	1	4	0	7	25
R10	1	8	5	1	4	0	19
R11	2	1	8	5	1	4	21

八沢小学校 R5実績入り							
八沢小	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
R5	0	7	7	10	9	19	52
R6	4	0	7	7	10	9	37
R7	1	4	0	7	7	10	29
R8	5	1	4	0	7	7	24
R9	8	5	1	4	0	7	25
R10	1	8	5	1	4	0	19
R11	2	1	8	5	1	4	21

(4) 鹿島小学校及び八沢小学校校舎等の施設の現状

鹿島小学校と八沢小学校の施設は、校舎や体育館、プール、校庭などで構成されています。

鹿島小学校の学校施設については、校舎の築年数が令和5年5月時点で43～44年経過しており外壁などの経年劣化はあるものの、施設の耐用年数が60年であること、及び平成20年度に耐震補強を含む大規模改修工事を実施していることから、当面の使用に問題はありますが、児童数に対しトイレの数や手洗い水道の数が不足している状況です。

また、体育館やプールについても、体育館が築年数20年、プールが築年数24年と比較的新しく、当面の使用に問題はありません。

八沢小学校の学校施設についても、校舎が築年数18年、体育館が築年数12年、プールが築年数25年といずれも新しく、耐震性もあることから、当面の使用に問題はありません。

「鹿島小学校・八沢小学校の主要施設概要」

【構造について】R C：鉄筋コンクリート造

学校名	敷地面積(m)	建物概要 (R5.5.1現在)								
		建物名	構造	階数	面積	建築年月			築年数	耐震性
鹿島小	20,718	校舎東	R C	3	1,461	S	54	3	44	○
		校舎西	R C	3	2,407	S	54	8	43	○
		体育館	R C	2	1,258	H	15	3	20	○
		プール	R C	-	25m×13m 6コース	H	11	2	24	○
八沢小	11,754	校舎	R C	2	1,877	H	17	3	18	○
		体育館	R C	2	974	H	22	9	12	○
		プール	R C	-	25m×13m 6コース	H	10	3	25	○

【参考】同規模小学校とのトイレの数比較

	児童数 (R5.5.1)	校舎内 大便器数	トイレ1器 あたり人数	※震災前の 児童数	トイレ1器 あたり人数
鹿島小	322	32	10.1	317	9.9
原一小	345	78	4.4	598	7.7
原三小	398	46	8.7	538	11.7
石二小	338	56	6.0	486	8.7

3 本市が目指す教育環境

(1) 南相馬市教育振興基本計画基本理念に基づく教育

南相馬市教育振興基本計画における基本理念「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」、及び目指す子どもの姿「夢と希望を持ち、挫折や苦難に負けない、生きぬく力が備わった子どもたちの育成」を教育の目標に掲げ、自らの力で社会を創造する人材の育成を図ります。

(2) 南相馬市公立学校適正化計画に基づく教育環境

『互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨する教育環境』

子どもたちが義務教育における集団活動を通して、協調や対立、共感や反発など、多種多様な人間関係を体験し学ぶことにより、社会性・協調性・集団性を培い、成長を遂げていくものです。

そのためには、様々な見方・考え方や経験を持っている友達との出会いが大切であり、互いに学び合い、高め合うなど切磋琢磨する教育環境を目指します。

(南相馬市公立学校適正化計画 (平成30年11月策定) 一部抜粋)

◎計画関連図

南相馬市教育振興基本計画 後期計画



南相馬市公立学校適正化計画



鹿島小学校・八沢小学校再編計画

(3) 再編の目的

八沢小学校の児童数は、令和11年度には20人程度まで減少する見込みとなっており、児童数の減少に伴い、切磋琢磨する教育環境が失われるとともに、これまで行ってきた教育活動の継続が困難な状況となることが予想されます。

鹿島小学校については、現在、適正規模であるものの、今後、児童数が減少し、令和11年度には適正規模※4以下となる見込みとなっています。

このことから、将来にわたり安定的な教育環境を提供するため、鹿島小学校と八沢小学校の再編を進めます。

※4) 適正規模

「適正化計画」において望ましい適正規模として、小学校では1学級あたりの児童数を21～25人、1学年あたりの学級を2～3学級、中学校では1学級あたりの生徒数を26～30人、1学年あたりの学級を2～4学級としています。

(4) 統合校における特色と魅力ある教育

鹿島小学校と八沢小学校の統合の効果を最大限生かすとともに、鹿島区の特性を活かした特色と魅力ある教育活動に取り組めます。

適正化の効果を生かした教育活動

- 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し、切磋琢磨する環境の確保
- コミュニケーション能力や人間関係を構築する力の育成
- 教員や学習支援員などが連携したきめ細かな指導の実施
- 上真野小も交えた学校間交流活動の実施

ICT教育の取組みの推進

- 鹿島区小中学校をICT教育モデル地区とし、ICTを活用した先進的な取組みを推進
- 個別最適な学びと協働的な学びの充実
- 主体的・対話的で深い学び実現に向けた授業改善

プログラミング教育の推進

- プログラミング学習用ロボットやアプリを活用したプログラミングを体験する機会の創出
- プログラミング的思考（論理的思考）の育成
- 情報活用能力の育成
- 情報モラル、情報セキュリティ学習の実施

外国語教育の推進

- 英語の読み書きの基礎を学ぶ学習法であるフォニックス学習の導入
- 日常的に英語に触れ、外国人とコミュニケーションが取れる環境の構築（ALTの単独配置）

学力向上教員の配置

- 算数・数学の学力向上を図るため、学力向上教員を継続配置
- チームティーチングによる指導体制の構築

高等教育機関との連携

- 市と連携協定を結んでいる新潟大学の教員による特別講義の実施

地域学校協働本部の推進

- 鹿島区の史跡や伝統文化、地域人材などを生かした体験学習の実施
- 鹿島区の良さを学び、愛着や誇りを醸成
- 地域学校協働本部との連携

幼稚園・保育園との連携

- 幼稚園・保育園との交流活動の実施
- 園児に小学校への憧れの気持ちの醸成
- 小1ギャップの緩和を図る
- 小学生に小さい子を思いやる心の醸成

4 これまでの検討経過等

(1) 保護者懇談会等の実施

鹿島区内小中学校の現状や課題、学校のあり方について、保護者様のご意見をお聴きするため、鹿島小及び八沢小において次のとおり懇談会及び意識調査を実施しました。

①八沢小学校保護者懇談会・意識調査

令和3年10月30日 第1回八沢小保護者懇談会
令和4年7月1日 第2回八沢小保護者懇談会
令和4年10月18日 第3回八沢小保護者懇談会
令和4年5月20日～27日 第1回八沢小保護者意識調査
令和4年10月18日～26日 第2回八沢小保護者意識調査

②鹿島小学校保護者懇談会・意識調査

令和4年12月26日 第1回鹿島小保護者懇談会
令和5年1月20日～27日 第1回鹿島小保護者意識調査

(2) 地区懇談会の実施

急速な児童数の減少が見込まれる八沢小学校の状況を踏まえ、保護者懇談会等で出された意見や鹿島区における学校適正化にあたっての市の考え方を地域の皆様に説明するとともに、ご意見をお聴きするため、八沢地区において次のとおり地区懇談会を開催しました。

令和4年12月9日～10日 八沢地区懇談会

(3) 鹿島小・八沢小学校適正化検討協議会の設置（地域での検討）

鹿島小と八沢小の統合に係る合意形成等の検討及び調整を行うため、区長会、鹿島小PTA・学校長、八沢小PTA・学校長で構成する「鹿島小・八沢小学校適正化検討協議会（以下「検討協議会」という。）」を設置し、次のとおり検討を進め、協議結果を「鹿島小学校と八沢小学校の統合に関する意見書（以下「意見書」という。）」として整理し、市へ提出いただきました。

令和5年2月2日 第1回検討協議会
令和5年2月9日 第2回検討協議会
令和5年2月27日 市へ「学校統合に関する意見書」提出

(4) 鹿島小学校・八沢小学校統合準備協議会での検討

前述（3）で提出のあった意見書を踏まえ、市教育委員会では、鹿島小と八沢小の統合の準備を進めるため、「鹿島小学校・八沢小学校統合準備協議会（以下「準備協議会」という。）」を設置し、次のとおり検討を進めました。

令和5年4月4日 第1回準備協議会
令和5年5月8日 第2回準備協議会
令和5年5月25日 第3回準備協議会

「参考」鹿島小・八沢小学校適正化検討協議会からの意見書



令和5年2月27日

南相馬市長 門馬 和夫 様

鹿島小・八沢小学校適正化検討協議会
会長 百田 尊 道

鹿島小学校と八沢小学校の統合に関する意見書

これまで実施してまいりました保護者懇談会及び地区懇談会での協議を踏まえ、行政区長、学校PTA役員、学校長を委員とする、学校適正化に係る地域の検討協議会を設置いたしました。

本協議会では、学校のあり方や学校統合の是非、子どもたちにとってより良い教育環境について協議を行いました。

協議の結果、急速な児童数の減少が見込まれる八沢小学校について、令和6年4月に鹿島小学校と統合すべきとの結論に至りました。

つきましては、その趣旨をご理解いただき、下記事項の実現に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 子どもたちの未来を切り拓く資質・能力を育成するため、ICTの活用や地域学習など魅力ある教育環境の整備を行うこと
- 2 学校統合による児童の不安解消を図るとともに、一体感を醸成するため、交流活動や合同行事の実施、制服・運動着の購入費助成を行うこと
- 3 スクールバスの運行経路の見直し並びに継続や、通学路の整備など、児童が安全に通学できるよう必要な措置を講ずること
- 4 放課後児童クラブについては、鹿島小学校の児童も含め待機児童を生じさせないよう必要な措置を講ずること
- 5 学校統合までの期間は、八沢地区から鹿島小学校への区域外就学を認めること
- 6 学校生活に支障を生じさせないよう必要な学校施設の整備をすること
- 7 八沢小学校跡地の利活用については、地域の意見を踏まえて検討すること

鹿島小学校と八沢小学校の統合に関する意見書 (R5.2.27 提出)

5 鹿島小学校・八沢小学校再編の基本的事項

本市が目指す学校教育の実現のため、鹿島小学校と八沢小学校の統合を進めます。
なお、統合校の基本的事項は次のとおりとします。

(1) 統合校の位置

「現鹿島小学校の位置」

所在地：福島県南相馬市鹿島区鹿島字広町 13 番地

理由

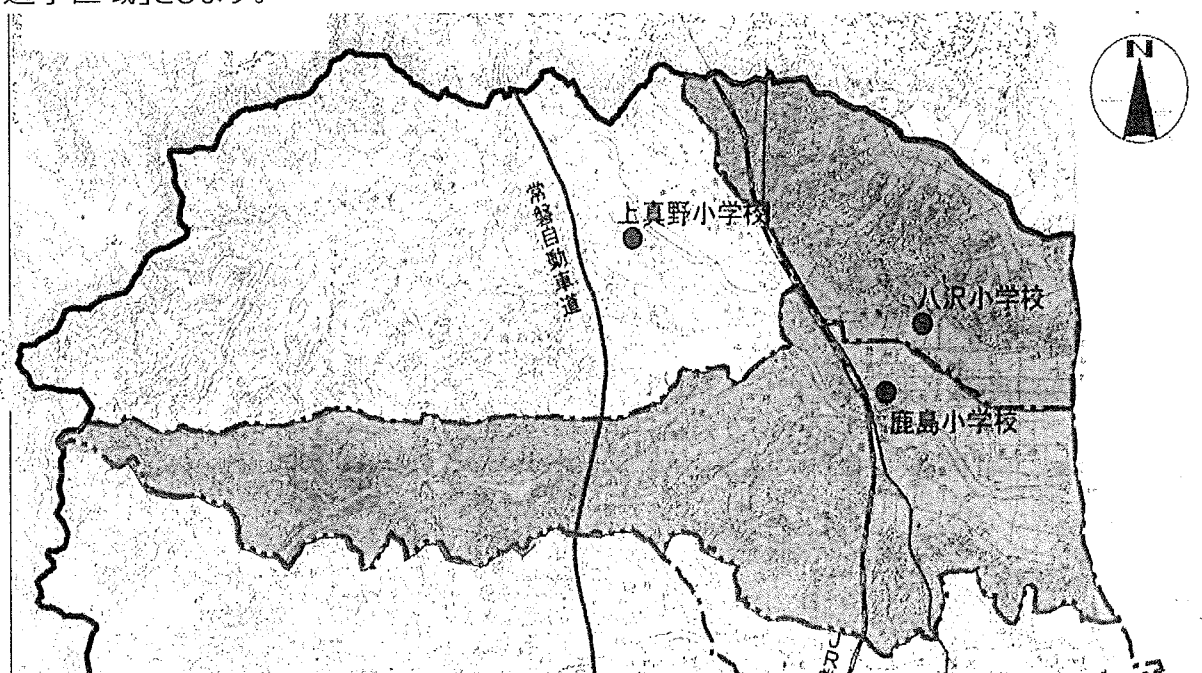
統合校の位置は、統合時の児童見込数における校舎のキャパシティ（教室数等）の状況から「現鹿島小学校の位置」とします。

(2) 統合校の通学区域

「現鹿島小学校及び現八沢小学校の通学区域」

理由

「現鹿島小学校の位置」が現八沢小学校から最も近いことから、通学距離を考慮し、現鹿島小学校と現八沢小学校の通学区域をそのまま統合し、「現鹿島小学校と現八沢小学校の通学区域」とします。



(3) 統合校の学校名

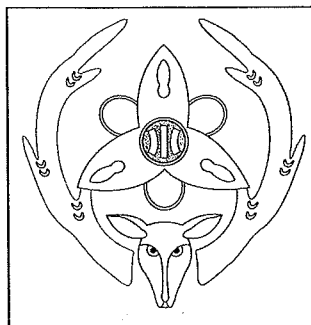
「鹿島小学校」

理由

統合校の学校名は、鹿島区における基幹校として、「鹿島」を冠した学校名が望ましいため、「鹿島小学校」とします。

(4) 統合校の校章

「現鹿島小学校の校章」



理由

統合校の学校名を「鹿島小学校」、校歌を「現鹿島小学校の校歌」とすること、校歌の歌詞に「鹿の校章の校旗はなびく」とあることから、校章については「現鹿島小学校の校章」とします。

(5) 統合校の校歌

「現鹿島小学校の校歌」

理由

統合校の学校名を「鹿島小学校」とすることから、校歌についても「現鹿島小学校の校歌」とします。

(6) 統合校の制服・運動着

- ① 制服 「現鹿島小学校の制服」
- ② 運動着 「見直しをする方向で検討する」

理由

統合校の制服については、制服は必要であるとの意見、リサイクル可能であること等を踏まえ、「現鹿島小学校の制服」とします。ただし、保護者の経済的負担等を考慮し、着用方法等の見直しを検討します。

統合校の運動着については、統合後の一体感の醸成や暑さ対策、運用のしやすさ等を考慮し、当面の間、現状の運動着も併用可能としつつ、見直しをする方向で検討します。

6 今後、整理・検討すべき事項

(1) 魅力ある教育環境の整備

子どもたちの未来を生きぬく力を育み、豊かな心と体の育成をするため、鹿島区独自の特色と魅力ある教育活動を推進することとし、鹿島小学校と八沢小学校の教育課程のすり合わせを行い、実施にあたり必要な環境について検討します。

(2) 制服・運動着の取扱いと購入費助成の方法

保護者アンケートの結果を踏まえ、制服・運動着の取扱い（着用方法や素材等）について検討するとともに、購入費助成の対象範囲や助成方法についても検討します。

(3) 通学手段や安全確保の検討

学校統合に伴い通学距離が伸びる児童については、通学のためのスクールバスの必要性が高く、運行経路や対象者を検討します。

また、通学区域の拡大に伴い、信号機や横断歩道が必要となる場所への設置など、子どもたちが安全に通学するための通学路の整備を検討します。

さらに、小学校周辺地域では保護者の送迎による混雑が生じており、子どもたちの通学のあり方について検討します。

(4) 放課後における子どもの居場所の確保

放課後に子どもたちが安心して過ごすことができるよう放課後児童クラブの受入れ人数の確保を図ります。また、放課後児童クラブの場所が学校から離れる場合には、送迎方法についても検討します。

(5) 学校施設の整備

トイレの数が学校規模に対して不足しているなど、学校生活に支障を生じさせないよう必要な学校施設の整備を検討します。

(6) 学校の統合に向けた準備

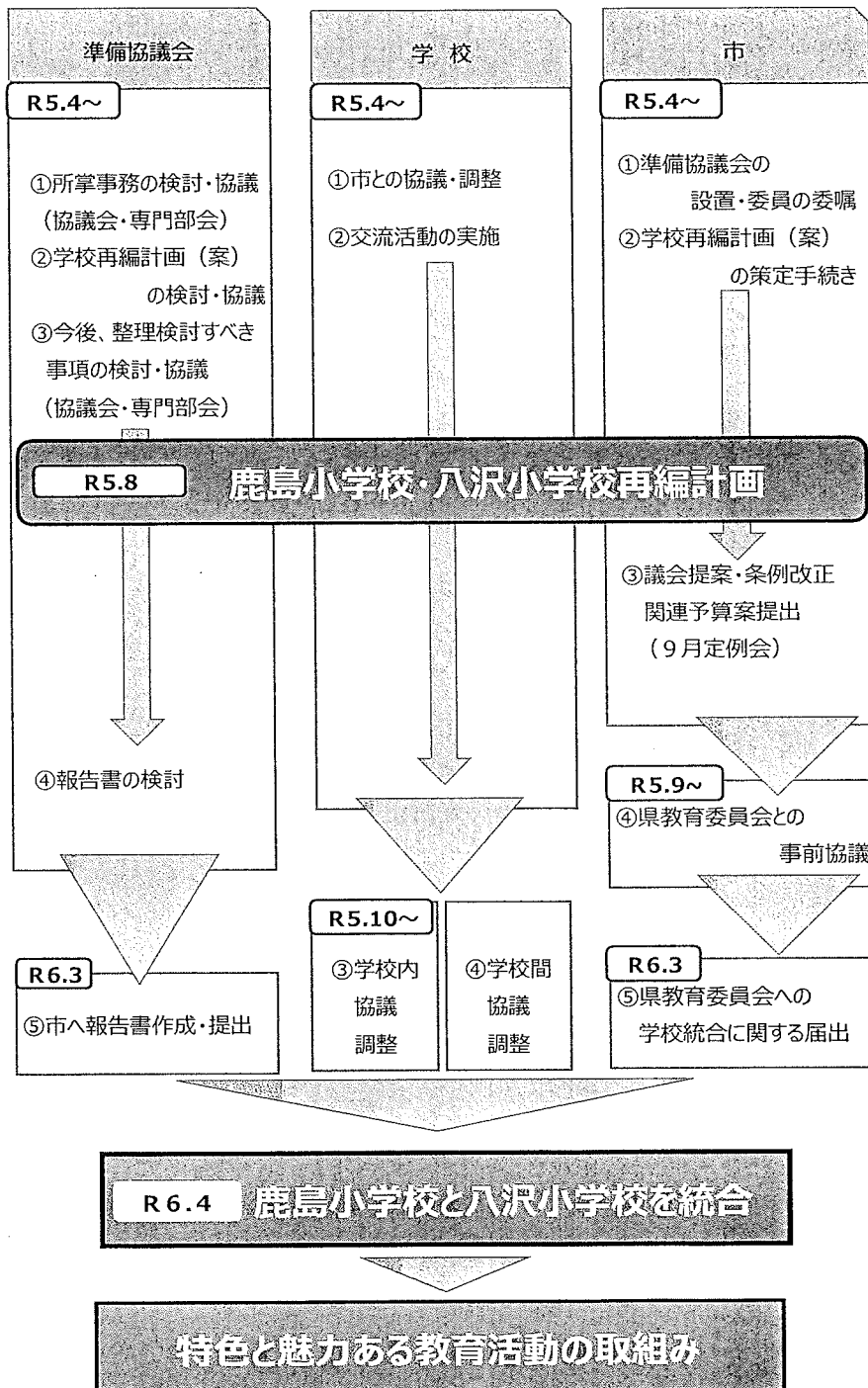
学校の統合に向けた準備を進めるため、必要な事項について統合準備協議会及び個別検討部会にて協議します。

7 再編の進め方

(1) 鹿島小学校・八沢小学校統合準備協議会における協議

統合準備協議会において、鹿島小学校と八沢小学校の統合を円滑に進めるため、整理・検討が必要となる事項について協議いただき、その結果を踏まえた再編計画を策定します。

再編計画策定後も、令和6年4月の鹿島小学校と八沢小学校の統合に向け、引き続き整理・検討が必要な事項について議論を深め、協議結果を「統合準備協議会報告書」として書面にて、市に提出していただきます。



鹿島小学校・八沢小学校再編計画

令和5年 月

発行：福島県南相馬市教育委員会

編集：福島県南相馬市教育委員会事務局学校教育課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町 2-27

TEL 0244-24-5283 FAX 0244-23-7782

MAIL gakkoyoiku@city.minamisoma.lg.jp

南相馬市条例第〇〇号

南相馬市小学校及び中学校条例の一部を改正する条例

改正案

南相馬市小学校及び中学校条例（平成18年南相馬市条例第185号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
【略】	【略】	【略】	【略】
南相馬市立鹿島小学校	南相馬市鹿島区鹿島字広町13番地	南相馬市立鹿島小学校	南相馬市鹿島区鹿島字広町13番地
南相馬市立上真野小学校	南相馬市鹿島区浮田字一丁田81番地	南相馬市立八沢小学校	南相馬市鹿島区南屋形字北原32番地
【略】	【略】	南相馬市立上真野小学校	南相馬市鹿島区浮田字一丁田81番地
		【略】	【略】

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○南相馬市小学校及び中学校条例

現在の条例

平成18年1月1日
条例第185号

改正 平成18年3月3日条例第243号
平成25年6月27日条例第33号
令和2年9月17日条例第36号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定に基づき、小学校及び中学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 小学校及び中学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第243号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成25年6月27日条例第33号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月17日条例第36号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
南相馬市立小高小学校	南相馬市小高区関場一丁目77番地1
南相馬市立小高中学校	南相馬市小高区吉名字中坪1番地
南相馬市立鹿島小学校	南相馬市鹿島区鹿島字広町13番地
南相馬市立八沢小学校	南相馬市鹿島区南屋形字北原32番地
南相馬市立上真野小学校	南相馬市鹿島区浮田字一丁田81番地
南相馬市立鹿島中学校	南相馬市鹿島区寺内字落合28番地
南相馬市立原町第一小学校	南相馬市原町区東町二丁目66番地
南相馬市立原町第二小学校	南相馬市原町区橋本町一丁目101番地
南相馬市立原町第三小学校	南相馬市原町区上町一丁目13番地
南相馬市立高平小学校	南相馬市原町区下北高平字古館22番地
南相馬市立大甕小学校	南相馬市原町区大甕字鶴蒔8番地
南相馬市立太田小学校	南相馬市原町区益田字塩釜236番地
南相馬市立石神第一小学校	南相馬市原町区北長野字北原田288番地
南相馬市立石神第二小学校	南相馬市原町区大木戸字西原1番地
南相馬市立原町第一中学校	南相馬市原町区南町三丁目23番地
南相馬市立原町第二中学校	南相馬市原町区桜井町一丁目152番地
南相馬市立原町第三中学校	南相馬市原町区下太田字川内前12番地2
南相馬市立石神中学校	南相馬市原町区石神字北畑47番地1

南相馬市教育委員会規則第〇号

南相馬市公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

改正案

南相馬市公立学校通学区域に関する規則（平成18年南相馬市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
【略】		【略】	
小高中 学校	【略】	小高中 学校	【略】
鹿島小 学校	鹿島、西町一丁目、二丁目、三丁目、あさひ、北右田、南右田、寺内、江垂、塩崎、川子、大内、烏崎、小島田、横手（字榎内、川原、八郎内、堂前、町田、八反田、金谷前）、小池、櫛原、南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田、永渡 以上鹿島区	鹿島小 学校	鹿島、西町一丁目、二丁目、三丁目、あさひ、北右田、南右田、寺内、江垂、塩崎、川子、大内、烏崎、小島田、横手（字榎内、川原、八郎内、堂前、町田、八反田、金谷前）、小池、櫛原 以上鹿島区
上真野 小学校	【略】	上真野 小学校	【略】
【略】		八沢小 学校	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田、永渡 以上鹿島区
		上真野 小学校	【略】
		【略】	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

平成18年1月1日

教育委員会規則第13号

改正 平成25年6月27日教育委員会規則第2号

平成27年12月17日教育委員会規則第4号

平成29年6月28日教育委員会規則第2号

令和2年9月17日教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項の規定に基づき、南相馬市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 小学校及び中学校(以下「学校」という。)の通学区域は、別表のとおりとする。

(就学すべき学校の指定)

第3条 学校に入学する児童生徒は、保護者が住所を有する通学区域内に所在する学校に入学しなければならない。

第4条 保護者がその住所を通学区域外に変更したときは、児童生徒は、当該通学区域内に所在する学校に転校しなければならない。

第5条 南相馬市教育委員会(以下「教育委員会」という。)において特別の事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、通学区域外の学校に入学させ、又は転校させることができる。

2 保護者は、児童生徒が病弱その他の事情により指定された学校の変更の申立てをしようとするときは、通学区域外就学許可申請書(様式第1号)に事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 教育長は、通学区域外への就学を許可し、又は許可しない旨の決定をしたときは、通学区域外就学許可(不許可)通知書(様式第2号)を保護者に交付する。

4 前項の通学区域外への就学の許可後において、虚偽の申請であることを発見したときは、直ちにその許可を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町公立学校通学区域に関する規則(昭和33年小高町教育委員会規則第4号)、鹿島町立小学校通学区域に関する規則(昭和47年鹿島町教育委員会規則第5号)又は原町市公立学校通学区域に関する規則(昭和29年原町市教育委員会規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、そ

れぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年6月27日教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日教委規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月17日教委規則第4号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学校名	通学区域
小高小学校	小高区全域
小高中学校	小高区全域
鹿島小学校	鹿島、西町一丁目、二丁目、三丁目、あさひ、北右田、南右田、寺内、江垂、塩崎、川子、大内、烏崎、小島田、横手（字榎内、川原、八郎内、堂前、町田、八反田、金谷前）、小池、櫛原 以上鹿島区
八沢小学校	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田、永渡 以上鹿島区
上真野小学校	上栃窪、栃窪、御山、角川原、横手（字榎内、川原、八郎内、堂前、町田、八反田、金谷前を除く。）、山下、浮田、岡和田、牛河内、小山田 以上鹿島区
鹿島中学校	鹿島区全域
原町第一小学校	三島町二丁目、三丁目、北町、小川町、本町一丁目、二丁目、三丁目、栄町一丁目（1～45）、栄町二丁目（1～31）（63～82）、栄町三丁目（1～59）、大町一丁目、二丁目、三丁目、東町一丁目、二丁目、三丁目、旭町一丁目、二丁目、錦町一丁目、二丁目、三丁目、桜井町一丁目、二丁目、高見町一丁目、二丁目、上渋佐、下渋佐 以上原町区
原町第二小学校	南町一丁目、二丁目、橋本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、栄町一丁目（46～127）、栄町二丁目（32～62）（83～86）、栄町三丁目（60～178）、旭町三丁目、四丁目、二見町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、青葉町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、日の出町 以上原町区
原町第三小学校	国見町一丁目、二丁目、三丁目、上町一丁目、二丁目、三丁目、西町一丁目、二丁目、三丁目、三島町一丁目、南町三丁目、四丁目、本陣前一丁目、二丁目、三丁目、陣ヶ崎 以上原町区
高平小学校	上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉、金沢 以上原町区
大甕小学校	萱浜、北原、大甕、雫、小浜、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢 以上原町区
太田小学校	小木迫、鶴谷、高、益田、下太田、牛来、中太田、上太田、矢川原、片倉 以上原町区

石神第一小学校	大谷、大原、信田沢、深野、長野（字洞を除く。）、北長野、北新田 以上原町区
石神第二小学校	仲町一丁目、二丁目、三丁目、馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉、長野（字洞） 以上原町区
原町第一中学校	国見町一丁目、二丁目、三丁目、上町一丁目、二丁目、三丁目、西町一丁目、二丁目、三丁目、三島町一丁目、二丁目、三丁目、北町、小川町、本町一丁目、二丁目、三丁目、南町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、本陣前一丁目、二丁目、三丁目、橋本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、栄町一丁目、二丁目、三丁目、大町一丁目、東町一丁目、二見町一丁目、陣ヶ崎 以上原町区
原町第二中学校	大町二丁目、三丁目、東町二丁目、三丁目、旭町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、二見町二丁目、三丁目、四丁目、青葉町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、錦町一丁目、二丁目、三丁目、桜井町一丁目、二丁目、高見町一丁目、二丁目、日の出町、上渋佐、下渋佐、北萱浜、北原の一部（県道小浜字町線北側）、高平小学校の通学区域 以上原町区
原町第三中学校	萱浜、北原の一部（県道小浜字町線南側）、大甕、雫、小浜、米々沢、江井、下江井、堤谷、小沢、太田小学校の通学区域 以上原町区
石神中学校	石神第一小学校、石神第二小学校の通学区域 以上原町区

※備考 鹿島区の小池字原畑、宮前の一部及び小草並びに横手字八斗蒔は、鹿島小学校又は上真野小学校入学の自由区域とする。

様式第1号（第5条関係）

通学区域外就学許可申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

保護者住所
氏 名



次のとおり区域外就学をしたいので申請します。

区 分	児 童 氏 名 生 徒	就 学 指 定 校	就 学 希 望 校
学 年 組			
学 年 組			
学 年 組			
就 学 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
申 請 の 理 由			

様式第2号(第5条関係)

通学区域外就学許可(不許可)通知書

第 号
年 月 日

様

南相馬市教育委員会教育長



年 月 日付けで申請のあった通学区域外の就学については、次のとおり
許可します。

許可しません。

区 分	児 童 氏 名	就 学 指 定 校	就 学 希 望 校
学 年 組			
学 年 組			
学 年 組			
就 学 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日		
許 可 の 条 件			
許 可 し な い 理 由			